

## あなたの税が未来を拓く市町村税徴収強化月間2011夏

### ◆全県一斉の取組

町では納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2011夏」として、栃木県との協働により、全県一斉に徴収の強化に取り組みます。

### ◆三位一体改革と税源移譲

平成19年度から三位一体の改革により国からの補助や負担金が削減され、その分が住民税（地方税）に移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと、町の歳入は少なくなってしまう。（※住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、町の予算に占める市町村税の割合が、大きくなったことを意味しています。税収が確保できない場合、予定していた事業が行えなくなったり、必要な住民サービスの提供に支障をきたすこととなります。

### ◆一人ひとりが町を支える

これからは、町民の皆さん一人ひとりが、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。



### ◆自主的な納付

町は、自主的な納税を期待しています。期限を過ぎても納付がない場合は、写真のような財産の滞納処分（差押え・公売など）をしなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押のためのタイヤロックをすることもあります。

滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

### 【上三川町では税込確保に向け、次のような取組みを行っています】

**納税相談**…税金を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

**納税催告**…納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、自宅訪問等を行います。

**財産調査**…滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

**給与調査**…滞納者の給与を差押えるため、勤務先に対し給与の調査を行います。

**差押処分**…不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押えを行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います。

▼問い合わせ先Ⅱ 税務課 納税係

☎9121

## 下水道及び農業集落排水処理施設利用上の注意

### 下水道及び農業集落排水処理施設に流せないもの

下水道及び農業集落排水処理施設は、し尿及び生活雑排水のみを対象としたものです。ごみや野菜くず、油類、農薬、揮発性の物質等は絶対に流さないでください。

それらのものを流したことにより排水管が詰まってしまふ事故が実際に発生し、多額の費用がかかっています。

排水管を詰まらせた場合、宅内の排水設備の修繕費用についてはお客様負担となります。また、本管であっても、お客様の過失と判断された場合、復旧に要した費用をお客様に負担していただく場合もあります。

### 飲食店等でグリーストラップを設置している方へのお願い

グリーストラップは、排水に含まれる油脂分やごみなどを取り除くために設置されています。定期的に清掃しないとグリーストラップの機能が低下し、排水設備の詰まりや悪臭などが発生しやすくなります。

- ・バスケットの清掃は毎日1回行いましょう。
- ・少なくとも週に1、2回浮いた油をすくい取りましょう。
- ・少なくとも年に4～6回沈殿した汚泥を取り除きましょう。

▼問い合わせ先Ⅱ

上下水道課 業務係 ☎9168